

報告事項

令和7年度 都市計画審議会予定案件について

令和7年1月23日

三田市都市計画審議会

目 次

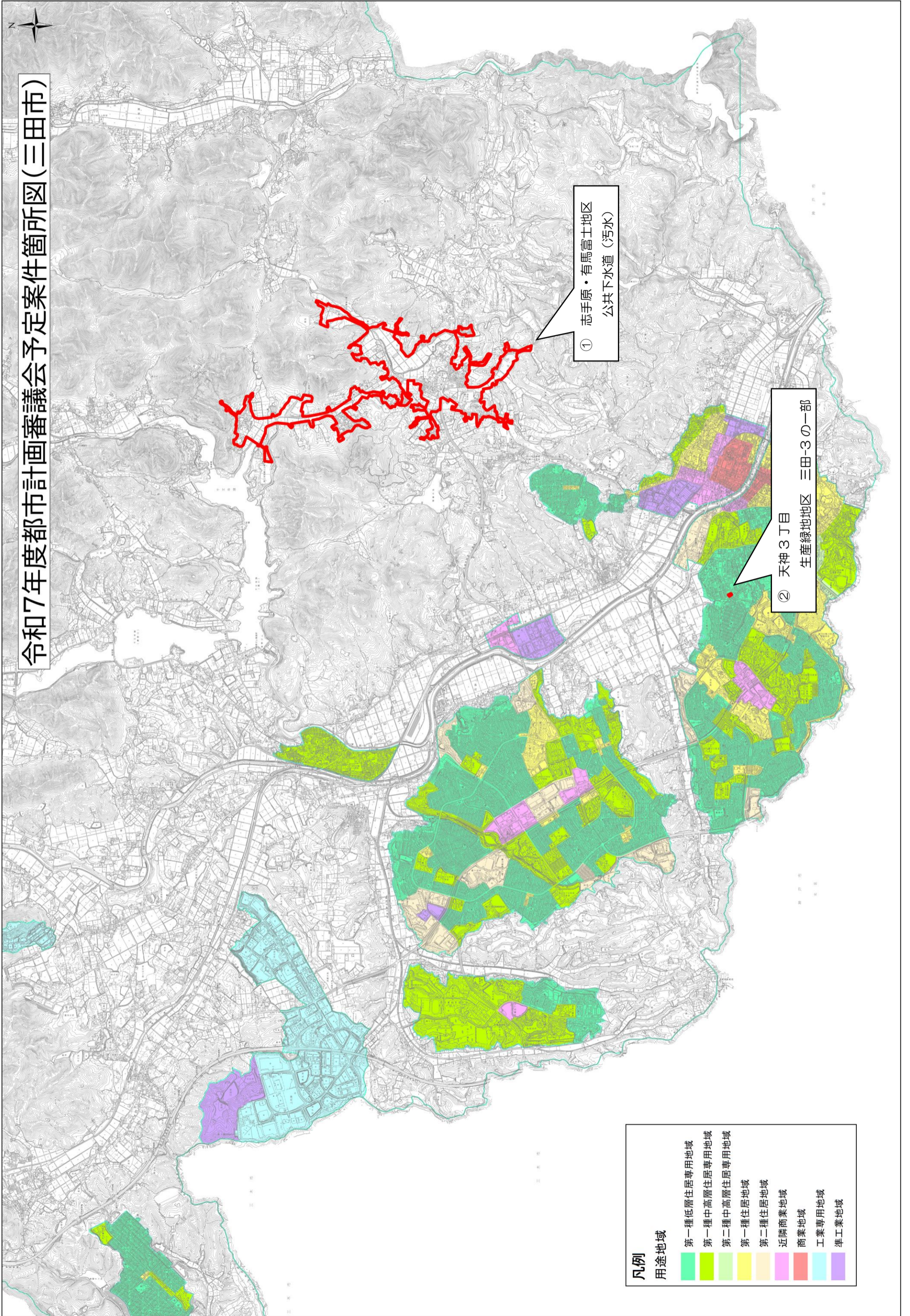
(報告事項)

1	予定案件一覧表	・・・・・・・・	1
2	予定案件箇所位置図	・・・・・・・・	2
3	予定案件に係る概要について		
	・ 公共下水道（志手原、有馬富士）	・・・・・・・・	3、4
	・ 生産緑地地区（天神）	・・・・・・・・	5、6
	・ 都市計画区域マスタープランの見直し	・・・・・・・・	7、8

○令和7年度 都市計画審議会予定案件 一覧表

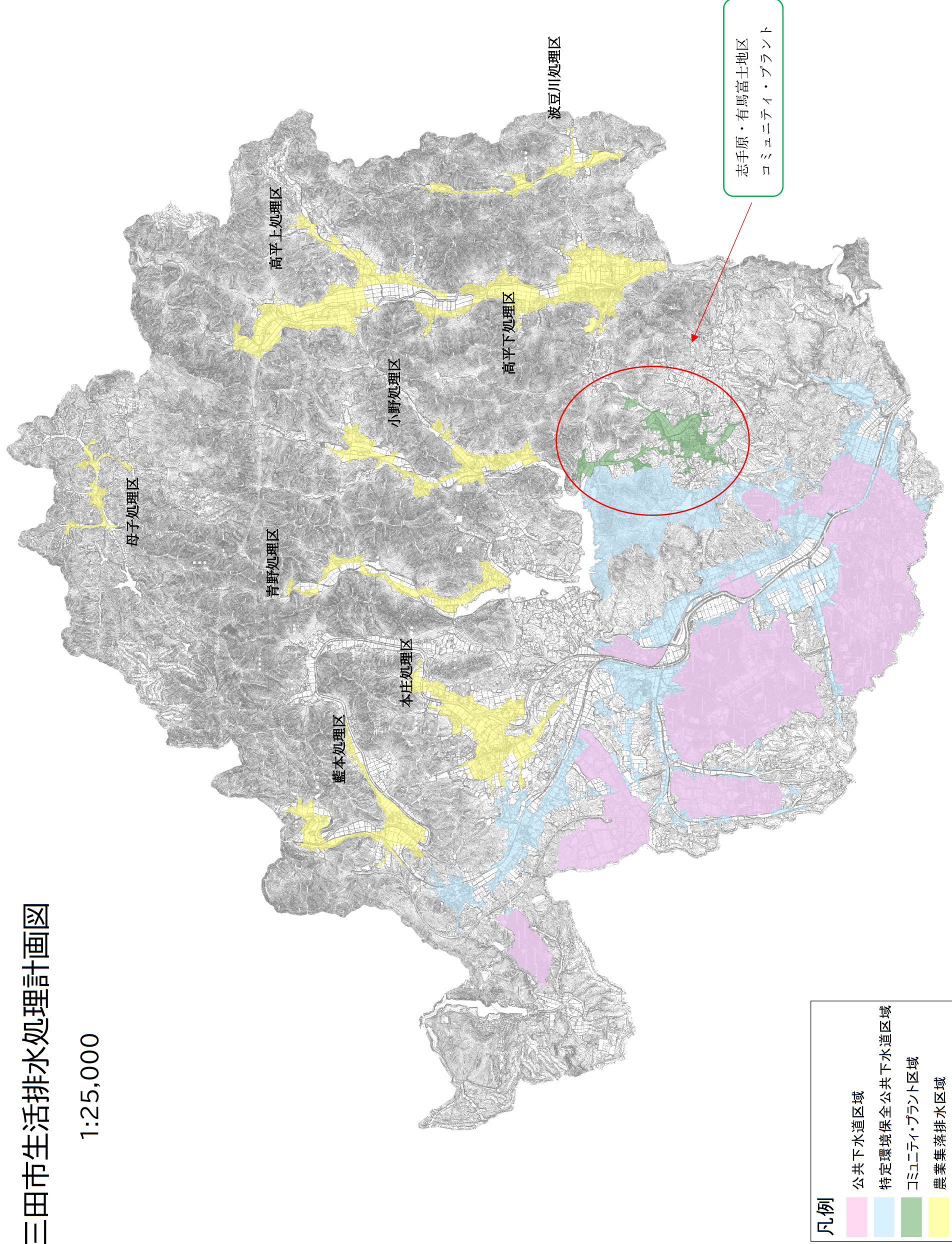
番号	位置・面積	都市計画案件	決定権者	概要
1	志手原・有馬富士 約 49.0ha	下水道	市	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理区域について、コミュニティ・プラント区域である志手原地区及び有馬富士地区を公共下水道に編入するものである。 コミュニティ・プラント施設は供用開始から20年以上が経過し、老朽化に伴う維持管理経費の増大及び大規模更新時期を迎えていることから処理施設を廃止し、公共下水道に接続することで経営の効率化・安定化を図るものである。
2	天神 約 0.06ha	生産緑地地区	市	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区については、市街化区域農地等の持つ緑地機能に着目し、良好な都市環境を形成するため、都市計画決定されたものである。 このたび生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除がなされたことから、生産緑地地区の変更を行うものである。
3	-	都市計画区域 マスタープラン	県	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県では、社会経済情勢の変化に対応するため、おおむね5年ごとに都市計画区域マスタープランの見直しを行っており、現行のマスタープランは令和3年3月に改定したものである。 次回は令和7年度末を目途に都市計画変更を行う予定としている。

令和7年度都市計画審議会予定案件箇所図(三田市)

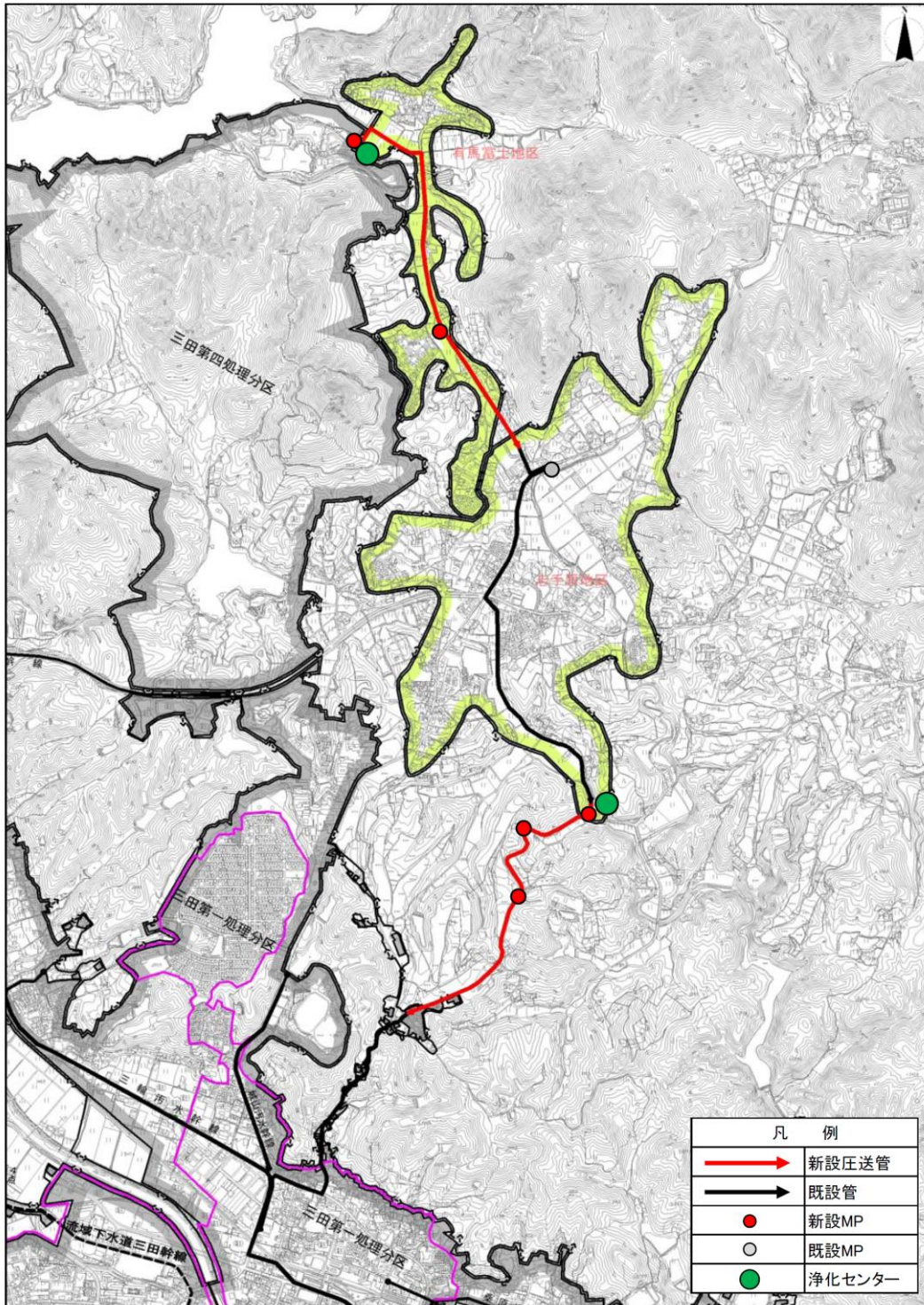


三田市生活排水処理計画図

1:25,000

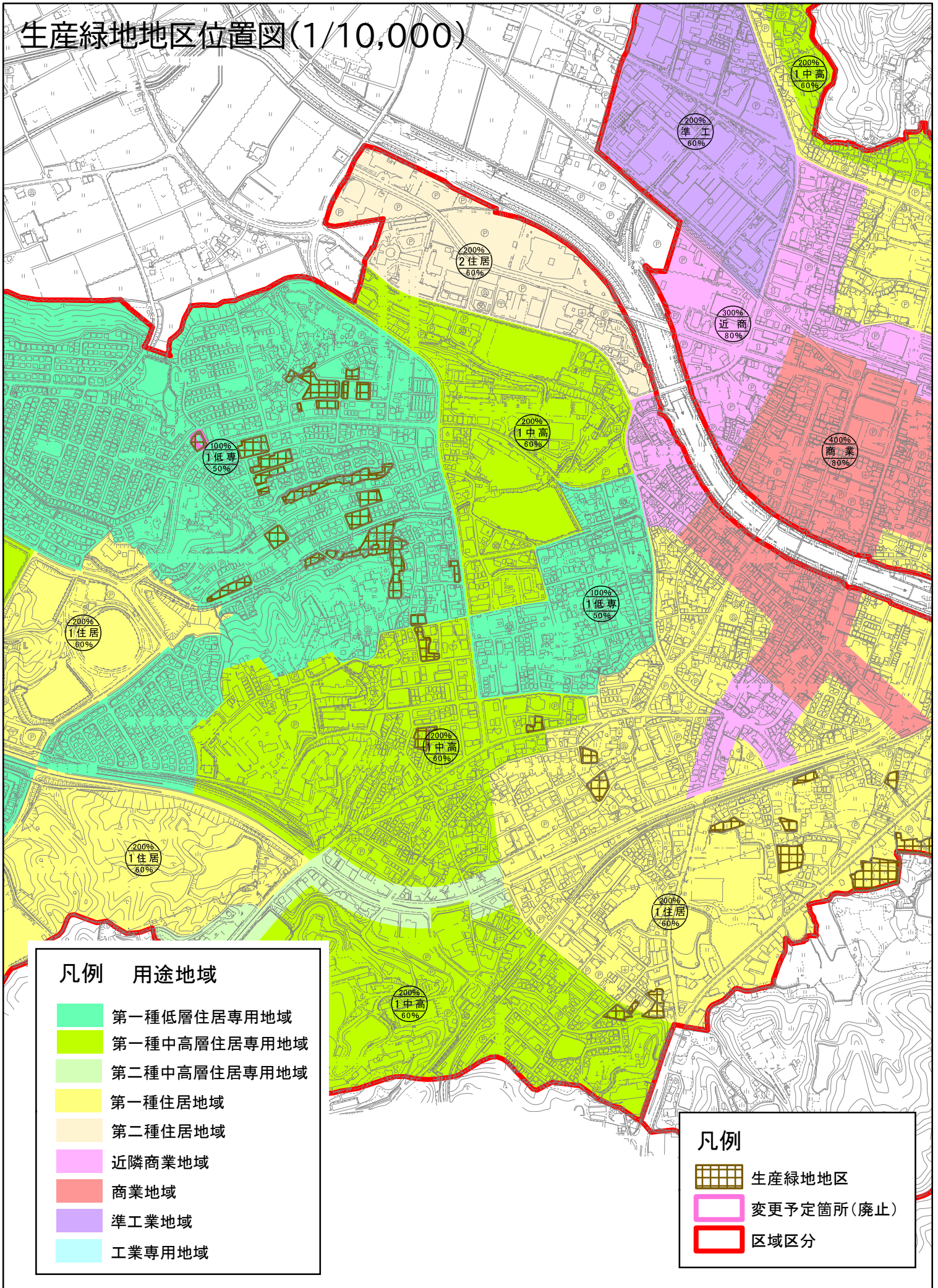


公共下水道編入予定区域位置図



- : 下水道法による公共下水道処理区域
- : 公共下水道編入予定区域
志手原・有馬富士地区 (約 49.0ha)

生産緑地地区位置図(1/10,000)



凡例 用途地域

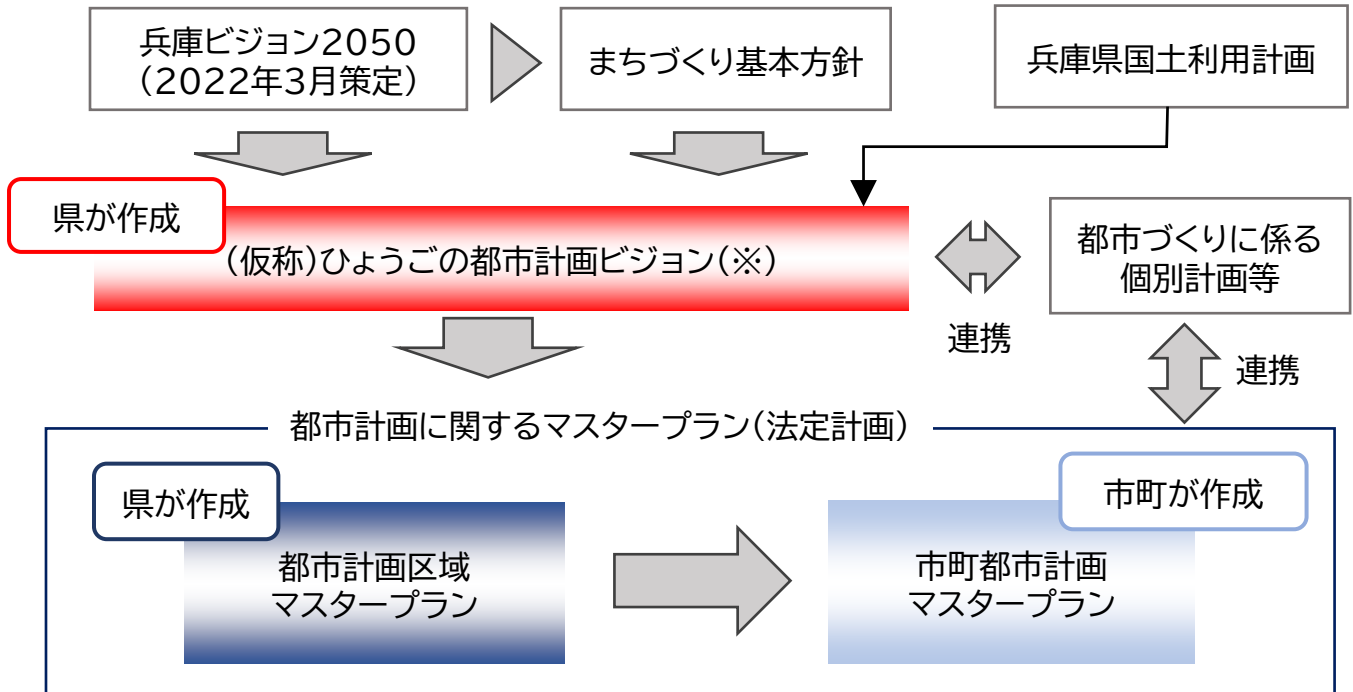
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業専用地域

凡例

- 生産緑地地区
- 変更予定箇所(廃止)
- 区域区分

都市計画区域マスタープランの見直し

- 都市計画区域マスタープランとは
都市計画法第6条の2に基づき、**県が定める**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。
- 都市計画区域マスタープランの位置づけ



※(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン(令和7年度策定予定)
全県共通の事項を全県域を対象とする広域の方針としてひとつにまとめたもの。役割と位置づけ、都市計画の基本的な視点、都市計画に関する現状と課題、目指すべき都市づくりの方向性、を定める。

	阪神地域 都市計画区域マスタープラン	東播磨 //	西播磨 //	但馬 //	丹波 //	淡路 //	神戸 //
現行 (R7年度)	全県共通 ・基本的事項 ・都市計画の基本的視点 ・都市計画に関する現状と課題 ・都市づくりの基本理念	全県共通	全県共通	全県共通	全県共通	全県共通	※神戸市が策定
	阪神地域 ・都市計画の目標 <small>法</small> ・区域区分の決定の有無及び方針 <small>法</small> ・主要な都市計画の決定の方針 <small>法</small>	+	+	+	+	+	
見直し後 (R8年度)	全県共通 ・基本的事項 ・都市計画の目標 <small>法</small> ・区域区分の決定の有無及び方針 <small>法</small> ・主要な都市計画の決定の方針 <small>法</small>	播磨東部 ※ ・基本的事項 ・都市計画の目標 ・区域区分 ・主要な都市計画	播磨西部 ※ ・基本的事項 ・都市計画の目標 ・区域区分 ・主要な都市計画	但馬 ・基本的事項 ・都市計画の目標 ・区域区分 ・主要な都市計画	丹波 ・基本的事項 ・都市計画の目標 ・区域区分 ・主要な都市計画	淡路 ・基本的事項 ・都市計画の目標 ・区域区分 ・主要な都市計画	※神戸市が策定
	(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン 新 1 役割と位置づけ 2 都市計画の基本的な視点 3 都市計画に関する現状と課題 4 目指すべき都市づくりの方向性						

※ 県民局名称との混同を避けるため、今回の見直しに併せて名称を変更

都市計画区域マスタープランの見直し

今後のスケジュール(予定)
【兵庫県】

